

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 鹿児島県
（氏名） A

上記被審人に対する令和2年度（判）第11号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金27万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和3年2月16日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和2年12月15日

金融庁長官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、コンピュータソフトウェアの研究開発及び販売と保守サービス等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されているソフトマックス株式会社（以下「ソフトマックス」という。）の役員であるBから、同人がその職務に関し知った、ソフトマックスの業務執行を決定する機関が、株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を、令和元年6月3日に受けながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実が公表された同月7日午後3時より前の同日午前11時8分頃、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、知人であるD名義で、自己の計算において、ソフトマックス株式合計175株を買付価額合計47万6675円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第176条第2項、第166条第3項前段、第1項第1号、第2項第1号へ

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(4,280円)に自己の計算による当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(4,280円×175株)

－{ (2,710円×100株+2,715円×100株+2,718円×100株
+2,727円×100株+2,728円×100株+2,729円×100株
+2,740円×100株) × (175株/700株) }

=272,325円

自己の計算による買付けの数量は、自己及び自己以外の者の計算による買付けの数量700株に、自己及び自己以外の者の計算による買付けの額1,906,700円のうちの自己の計算による買付けの額476,675円の割合を乗じて得た数量である(175株)。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、270,000円となる。